

# 新型コロナ等の既往債務の借換や 前向きな取組をお考えの中小企業者の方へ

県では、県制度融資による金融支援を行っております

中小企業者向け県制度融資

(R6. 4. 1)



## 伴走支援型特別融資

融資対象者	<p>次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者又は中小企業団体（ただし、県内に事業所等を有するものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること</li><li>(2) 信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること</li><li>(3) 次の①又は② i から vi のいずれかに該当すること<ol style="list-style-type: none"><li>① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること</li><li>② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること</li><li>ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること</li><li>iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること</li><li>iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</li><li>v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</li><li>vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</li></ol></li><li>(4) 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと</li></ol>
資金使途	運転・設備・借換資金
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内（うち据置5年以内）

融資利率	1.2%以内(保証付き責任共有制度対象外) 1.4%以内(保証付き責任共有制度対象)	
信用保証	保証協会の保証（伴走支援型特別保証）を付するものとする。	
必要書類	共通	県税事務所長発行の納税証明書 許認可等の写し（許可業種の場合）
	融資対象 <sup>(1)</sup> 及び <sup>(2)</sup>	・市町村長の認定書 ・経営行動計画書（保証協会所定様式）
	融資対象 <sup>(3)</sup> ①	・経営行動計画書（保証協会所定様式） ・売上高減少要件確認書（保証協会所定様式）
	融資対象 <sup>(3)</sup> ② i～iii	・経営行動計画書（保証協会所定様式） ・売上高総利益率減少要件確認書（保証協会所定様式）
	融資対象 <sup>(3)</sup> ② iv～vi	・経営行動計画書（保証協会所定様式） ・売上高営業利益率減少要件確認書（保証協会所定様式）
申込方法	取扱金融機関へお申込ください。 なお、保証申込受付が6月末までとなりますので、期限までに間に合うよう、余裕を持ってお手続きください。	

## お問合せ

### <県制度融資について>

- ・銀行、信用金庫、信用組合、又は商工中金の県内営業店
- ・栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当      028-623-3181

### <信用保証について>

- ・栃木県信用保証協会総務部企画課      028-635-2121